【資料６－３】

平成３１年度各地域包括支援センター運営体制及び重点目標（案）

			さとまち	中部	八千代	更生	松井	あんのん館	ひがしばた	小川の里
2 運営体制	(1)運営主体		社会医療法人財団新和会	社会福祉法人安城市社会福祉協議会	社会医療法人財団新和会	愛知県厚生農業協同組合連合会	医療法人 安祥会	社会福祉法人安祥福祉会	社会福祉法人紘寿福祉会	社会福祉法人　愛知慈恵会
	(2)設置場所		安城市里町畑下62番地	安城市新田町新栄84番地1	住吉町2丁目2番7号	安城町東広畔28番地	法連町8番地1	安城市福釜町矢場88番地	安城市東端町鴻ノ巣72番地2	愛知県安城市小川町三ツ塚1-1
	(3)業務開始		平成27年2月1日	平成21年1月1日	平成28年4月1日	平成28年4月1日	平成29年4月1日	平成27年4月1日	平成29年4月1日	平成27年4月1日
	(4)業務時間		月曜日～土曜日 午前8時45分～午後5時30分	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	月曜日～金曜日　午前8時30分～午後5時 第2・4・5土曜日　午前8時30分～午後1時（祝日・年末年始除く）	月曜日～金曜日　午前8時30分～午後5時 第1・3土曜日 午前8時30分～午後0時20分	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分	月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時30分	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分	月曜日～土曜日 午前8時50分～午後5時40分
		祝日	営業	休み	休み	休み　※8月15日休み	営業	営業	営業	営業
		年末年始の休み	12月31日～1月2日	12月28日～1月3日	12月29日～1月3日	12月31日～1月3日	12月30日～1月3日	12月30日～1月3日	12月31日～1月2日	12月31日～1月3日
	(5)職員体制	社会福祉士	1名	2（1名は管理者兼務）	1（管理者兼務）	1	1（管理者兼務）	1	1名	1名
		主任ケアマネ	1名（管理者兼務）	1	1	1（管理者兼務）	1	1（管理者兼務）	1名	1名（管理者兼務）
		保健師又は看護師	1名（保健師）	1（看護師）	1（看護師）	1（看護師）	1（看護師）	1（保健師）	1名（看護師）	1名（保健師）
		その他（プランナー）	3名（非常勤ケアマネ）	3（非常勤ケアマネ）	2（常勤社会福祉士1名、非常勤保健師）	1（ケアマネ） 1（非常勤ケアマネ）	1（ケアマネ） 1（非常勤保健師）	1（介護支援専門員）常勤	3名（非常勤介護支援専門員1名　常勤兼務介護支援専門員　2名　内　管理者兼務　1名）	2名（常勤ケアマネ1名、非常勤ケアマネ1名）
	(6)実施地域		東山中学校区	安城北中学校区	篠目中学校区	安城南中学校区	安祥中学校区	安城西中学校区	明祥中学校区	桜井中学校地区
3 地域の課題			・認知症に対する地域住民の正しい理解と全地域への啓蒙が必要である。 ・地域住民の困りごとを早期に把握し、介護予防につなげる体制が必要である。	・認知症に関する住民の理解を深める必要がある。 ・住民への介護予防・自立支援の意欲を高める必要がある。 ・住民と医療・介護・福祉の専門職の連携を深め地域力の向上を図る必要がある。	・地域住民とケアマネや包括などの専門職がつながり、見守りあえる地域を作る必要がある。	・介護予防促進に向け、住民活動への専門職の関わりが必要である。 ・困難事例ケースについて、地域の医療・介護・福祉等の専門職と共に取り組める支援作りが必要である。 ・高齢者の権利擁護について、地域住民の理解を深める必要がある。	・住民と専門職が持っている情報の共有が十分にできておらずそれを活かすシステムが必要。	・住民が自発的に相談できる体制の構築が必要である。 ・住民への認知症に関する制度の啓発が必要である。 ・住民の自立支援、介護予防に関する意識を高める必要がある。	・認知症に対する地域住民の理解を深め、支援に向けた啓発活動や取り組みを行う必要がある。 ・問題を早期に把握し、地域住民と医療・介護・福祉の専門職との連携により支援に結び付ける仕組みが必要である。	・認知症高齢者捜索等の体制整備が必要である。 ・認知症への理解やサポート方法について周知する必要がある。
4 重点目標	重点目標（1）		認知症に対する、意識、理解を深めるために、町内へ出向いて小規模な勉強会や認知症サポーター養成講座を3回以上実施する。	認知症サポーター養成講座（年1回以上）、見守り協力店やサロンを対象にした認知症の勉強会（年1回以上）を生活支援コーデイネーターと協働で行い、幅広い年代に認知症に対する理解を深める活動をする。	孤立していると思われるひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等への実態把握を、全町内会に対して実施する。	介護予防のチラシを作成し、訪問時に活用し介護予防の啓発を行う。	地域住民と医療・介護・福祉の専門職とのネットワークの強化を図るため、民生委員など地域の方と専門職の交流会を、町内会単位で全ての町内で開催する。そのうち4か所は地域ケア地区会議として開催する。	町内毎に地域ケア地区会議を開催し、関係者間の連携を深めるとともに、住民が自発的に相談をしやすい体制を構築する。	根崎町内会を対象に子供会主催のイベント時に子供向け認知症サポーター養成講座を開催し、地域の認知症に対する理解や支援の底上げを図る。	認知症高齢者の一人歩きに対する地域や専門機関の連絡体制・支援体制の整備について地域ケア地区会議で取り上げ検討の機会を作る。
	重点目標（2）		必要としている方の身近で気軽に行ける「地域に密着した認知症カフェ」を新たに1ヶ所以上開催する。	生活支援コーディネーター、リハビリ職等と連携をとりながら、住民が集まるサロン等の場に年2回以上出向き、住民に対して中部地区版3つの知恵を啓発するとともに介護予防、自立支援の啓発活動をする。	地域住民の見守りによる気づきを包括へつなぐことができるように、6町内会で包括の周知と連絡について説明をする。	一般介護予防事業のサロンや体操教室等の活動内容が充実できるように生活支援コーディネーターと協働し、支援体制作りに取り組む。 （健康相談を年6回実施する）	地域の人に認知症に関する理解を広め、行方不明時や災害時にも対応できるよう、認知症についての学習会を2回以上開催するとともに広報紙での啓発や認知症高齢者声掛け模擬訓練の充実を図る。	生活支援コーディネーターと連携し、認知症カフェを年1回または2回共同開催する。また、成年後見制度等に関する勉強会を、老人会や町内福祉委員、サロン等で年2回実施する。	ニーズ調査を行い、町内会・地区社協とも協議し1町内会を対象に認知症カフェを開催する。	地域住民に向けて認知症に対する勉強会やサポーター養成講座を1回実施する。
	重点目標（3）		子供への認知症理解を深めるために、夏休みの学童保育や町内の子供向け行事などを利用して、認知症サポーター養成講座を1回以上開催する。	役割や社会資源を周知できる事例検討会（年2回）や、虐待の早期発見・対応に繋がる勉強会（年1回）を開催し、生活支援コーデイネーター、介護支援専門員、民生委員との連携を図る。	各町内毎（および合同）の地域ケア地区会議にて、地域住民の気づきがケアマネや包括などの専門職につながる見守りの体制について検討する。中学校区で地域ケア会議を1回実施し、他の町内へ対する報告と課題についての共有を行う。	困難事例ケースについて、地域のケアマネジャーと他専門職が共に学び（勉強会）・意見交換（事例検討会）を年2回開催する。	自立支援型ケアマネジメントの実践のため、介護予防支援事業所のすべてのケアプランチェックを実施するとともに多職種による事例検討会を年6回実施する。	健康寿命延伸に向けた取組として、町内サロンで年2回、集団向けに健康講話（フレイル対策等）を行い、健康に関心持ってもらえるよう予防・健康づくりを行う。	高齢者捜索声かけ模擬訓練を東端老人会を対象に開催し、地域の共助能力を高める。	
	重点目標（4）		これまで関われていない地区の健康体操教室へ出向いて行き、「お困り事・介護相談」などを実施する。（尾崎・石橋・柿碕・浜屋）また、実施されていない橋目町へは「包括主催の介護予防教室」開催の提案を行い実施する。			高齢者の権利擁護について、地域住民へ勉強会等を年2回行い、啓発・学習会を持つことで周知・理解度を高めていく。	自立支援型ケアマネジメントの実践のため、生活支援コーディネータと連携して地域資源をまとめたパンフレット等を作成・提供し、地域で活動する介護支援専門員が地域資源を活用できるよう支援する。	個別訪問、町内健康体操教室・サロン活動等に出向き、対象者に対して健康に関する情報提供を行い、地域における介護予防の促進を図る。		